

令和2年3月3日

保護者 様

静岡県立科学技術高等学校
校 長 遠藤 克則

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について

このことについて、新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるためのきわめて重要な時期であることを踏まえ、学校保健安全法第20条に基づき、集団感染の拡大を防止する観点から、下記のとおり臨時休業を実施します。

臨時休業期間中は、外出を控え、家庭で過ごすこととし、感染拡大の防止に努めるようお願いいたします。臨時休業中の生活・学習の詳細については、本校のホームページに掲載しますので、御覧いただき御子様への適切な指導をお願いいたします。ホームページを閲覧できない御家庭には、個別にホームページに掲載した内容の要点をお知らせしますが、場合によっては、ホームページを閲覧できる御家庭へお問い合わせいただくことで、より迅速に情報を入手していただけるかと存じます。

記

1 期間 令和2年3月4日（水）から3月19日（木）まで

2 対象 全校生徒

3 ホームページの閲覧の可否について

御家庭でホームページの閲覧や印刷ができない場合は、担任に御連絡いただければ、直接電話連絡又はファクシミリ送信を行わせていただきます。

4 その他

- ・臨時休業期間の部活動は原則禁止とします。
- ・臨時休業期間を変更する場合や、次の登校日の連絡等は一斉メール又は本校のホームページ等により家庭に連絡します。

担当 教頭 松永友和
電話 054-267-1100
FAX 054-267-1123

臨時休業期間における生活上の注意事項

県立科学技術高等学校

1 生活

- (1) 校則に従うとともに、登校時と同様の規則正しい生活を送る。
- (2) 家庭において過ごすこととし、やむを得ず外出する場合は、保護者同伴又は保護者の許可を得て外出する。
- (3) 手洗いやうがいを励行し、睡眠時間と栄養を十分に取り、実施可能な適度な運動を行って、健康維持に努める。
- (4) 感染症（新型コロナウイルス等）に関する情報については、行政機関など信頼できる情報源から把握するとともに、憶測による情報や個人を攻撃する情報を流さない。
- (5) 毎日の生活について、「臨時休業期間の生活・学習記録」等に記入する。
- (6) 生活・学習に関する指示内容をはじめとする必要な連絡事項は、本校のホームページに掲載するので、毎日朝夕2回確認し最新情報を把握する。

2 学習

- (1) 家庭での自習を基本とし、原則として、本校の日課表に従って学習する。
- (2) 学習内容等については、本校のホームページ（及び電子メール）で連絡するので、定期的に関覧する。ホームページを閲覧できない生徒には、個別の方法により要点を連絡する。
- (3) 休業中に学習した成果（学習内容を記録したノート等）及び、「臨時休業期間の生活・学習記録」は、臨時休業終了後に提出する。
- (4) 家庭に学習に必要な教材がない場合は、速やかにその旨を本校に連絡する。

3 その他

- (1) 体調が思わしくない場合は、医療機関等で診察・治療を受ける。
- (2) 本人・家族への感染が確認された場合は、ただちに本校に連絡する。
- (3) 受験等やむを得ない事情により現住所を離れる場合は、あらかじめ本校に連絡する。
- (4) 就職試験・入学試験を受験する場合の行動は、先方の指示に従う。
- (5) 学習状況の把握等の目的で、担任等が家庭を訪問する場合がある。